

受け付けは
9月 28 日まで

地域密着型サービス事業者を募集

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、身近な地域で提供される地域密着型サービス事業者を公募します。

▽**公募サービスと整備数** 看護小規模多機能型居宅介護＝7事業所（日常生活圏域ごとに1カ所整備）／定期巡回・随時対応型訪問介護看護＝1事業所（市内に1カ所整備）

▽応募要件など

①法人格をもつ団体で、市内に本社または支店、営業所等を有していること。

※看護小規模多機能型居宅介護の応募は1法人につき2箇所まで。

②平成31年度中に整備が完了し、平成32年度からサービスの提供が見込まれること。

▽**公募期限** 8月15日～9月28日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

▽**申し込み方法** 申請書に必要事項を記入の上、介護福祉課へ持参を（郵送は不可）。

※申請書は介護福祉課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。その他、詳細については公募要項をご確認ください。

スポーツの推進に
あなたの声を

弘前市スポーツ推進審議会の委員を募集

市民の皆さんからの意見をスポーツ推進に反映させるため、弘前市スポーツ推進審議会の委員を募集しますので、奮ってご応募ください。

▽**応募資格** 市内に在住する20歳以上の人で、年2回程度、平日の日中に開催される会議に出席できる人（市の他の審議会などの委員および、国・地方公共団体の議員または職員（退職者含む）を除く）

▽**募集人員** 2人程度

▽**応募期限** 8月31日（必着）

▽**任期** 委嘱の日から2年間

▽**報酬など** 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費（バス代など）を支給



▽**選考・発表など** 書類選考による一次審査、プレゼンテーションおよびヒアリングによる二次審査で事業者を選考し、結果は応募者全員に書面で通知するほか、選定された事業者は市ホームページで公表します。

▽**その他** 先着順ではありませんので、申請書類に不備が無いよう、受付期間内に申請してください。

※詳しくは問い合わせを。

■**問い合わせ・提出先** 介護福祉課介護事業係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7099、Eメール kaigo@city.hirosaki.lg.jp）



再募集しますので、
希望者は申請を

老朽化した空き家の除却を支援します

※他にも条件がありますので、事前に問い合わせを。

▽**補助金額** 除却に要する費用の40%（限度額50万円）

▽**募集戸数** 2戸（2戸を超えた場合は不良度の評点が高い順）

▽**申請期間** 8月15日～10月15日

▽**事前調査** 補助の条件のうち、住宅の不良度については、あらかじめ現地調査を申し込むことができます。その場合、市から不良度の点数が通知されますので、その後に交付申請の手続きをすることができます。

▽注意事項

①空き家を解体することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等が増額になります。ただし、建物の固定資産税等が課税されなくなることから、土地と建物をトータルで考えた場合、今までよりも減額になる場合があります。

②不良度の判定を行うため、市職員が敷地に立入り現地調査を実施します。

■**問い合わせ先** 建築指導課（☎ 40・0522）

【老朽空き家等除却促進事業費補助金】

老朽化し周囲へ影響を及ぼす恐れのある空き家を除却（解体および撤去）する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

▽**対象住宅** ①～④の要件すべてに該当する市内にある住宅として使用されていた空き家

①木造または鉄骨造

②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋・共同住宅を除く）

③不良度の評点が100点以上（柱の傾斜や屋根、外壁が剥げているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）

※詳細は問い合わせを。

④放置すれば周囲に影響を及ぼす恐れのあるもの

▽**対象者** 次の①および②の要件のいずれにも該当する者（法人を除く）

①対象住宅の所有者または相続人等

②市税等の滞納がない者

▽**対象工事** 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が行う工事

市民総ぐるみで

「あいさつ運動、 ことばをかけて 見守る運動」 にご協力を！



強化期間
8月27日～31日

市内一斉取組日
8月28日（火）

市民総ぐるみ取り組む、いじめや虐待のないあずましいまちづくり運動として、「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を夏休み明けに実施します。

登校時間帯に合わせて、自宅前などでの子どもたちへの明るい言葉掛けに、ご協力ください。

子どもたちが安心して過ごせる弘前であるために、ぜひ市民みんなで見守っていきましょう。

■**問い合わせ先** 学校指導課（☎ 82・1644）

「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の効果

☆地域に「自分を知ってくれる人」「自分が知っている人」がいることで、子どもたちに「地域に見守られているという安心感」が生まれます。

☆子どもたちの行動に気を配ることにより、いじめや虐待の早期発見・早期対応が可能となります。地域に住む人だけではなく、地域に勤めている人も、いじめや虐待をなくすために、温かなまなざしを向け、思いやりを持つて言葉を掛けましょう。

